

レブンアツモリソウの保護事業について

1. レブンアツモリソウ

礼文島に自生するレブンアツモリソウはラン科アツモリソウ属の夏緑性の多年草で、礼文島の固有種またはアツモリソウの変種とされている。低い山の草地から海岸にかけての斜面や海岸付近の低地に生育し、5月下旬～6月下旬頃に茎の先端に直径5～7cmほどの淡黄色の花をつける。

かつては全島に分布していたと考えられるが、園芸目的の採取などにより減少し、現在は島内の限られた生育地以外ではほとんどみられなくなっている。環境省のレッドデータブックでは絶滅危惧IB類（EN）とされている。

2. レブンアツモリソウの保護対策の変遷

礼文町では、盗掘を防ぐため1980年代より木柵や有刺鉄線の設置、監視小屋や夜間照明を設けての監視活動等を行ってきた。一方で人工増殖を進めるため高山植物培養センターを1986年に設置、1992年には普及啓発のため高山植物園を開園した。

法的には、1994年に種の保存法に基づく「国内希少野生動植物種」に指定され、同年北海道が「レブンアツモリソウ群生地」14.1haを道指定天然記念物に指定している（それまでは町指定天然記念物）。1996年には種の保存法に基づく「レブンアツモリソウ保護増殖事業計画」（環境庁・農林水産省）が告示され、モニタリング、盗掘防止対策、普及啓発の推進に加え、生育地における生育環境の改善、生物学的特性の把握、人工繁殖及び個体の再導入に環境省・林野庁・北海道・礼文町が取り組んでいる。

北鉄府地区の保護区「レブンアツモリソウ群生地」は容易に自然状態の個体を観察できる生育地であり、森林管理署によって柵や歩道が整備され、巡視が行われている。

3. 今後のレブンアツモリソウ保護対策の展開

従来実施されてきた保護増殖事業は、引き続き関係機関により行われる予定。

なお、環境省では、レブンアツモリソウの生育地となっている礼文町船泊地区の財務省所管地1.7haを平成11年に所管換し、巡視等を行ってきたが、同様に重要な生育地である鉄府地区の財務省所管地4.6haを平成18年に新たに所管換することとしている。今後、この2ヶ所の土地を、種の保存法に基づく「生息地等保護区」に指定し、立入制限も含めた法的措置をとる予定。

人工的に繁殖させてきた個体の再導入は、遺伝的な問題が生じるおそれがあるが実現していないが、DNAの解析作業等、再導入の糸口を見いだす研究を進めているところ。

